

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

○ 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

【掲載官報】	平成 24 年 5 月 23 日 号外第 112 号 1 ページ
【法令番号】	平成 24 年 5 月 23 日 総務省令第 49 号
【管轄省庁】	総務省
【施行期日】	公布の日〔平成 24 年 5 月 23 日〕から施行 * 第 60 条の 2 第 1 項第 11 号の 2 の改正規定は、平成 24 年 12 月 1 日から施行
【制定の根拠】	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 14 条の 2 第 1 項 並びに 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 17 条第 3 項から第 5 項まで及び第 19 条第 2 項
【法令のあらまし】	<p>1. 制定の趣旨</p> <p>東日本大震災を機とする電力需給のひっ迫を受け、病院やオフィスビル等において非常の場合に備えた大容量の電気を貯めるための蓄電池設備の需要が高まっており、また、蓄電池設備での危険物の取扱形態は、蓄電池内部の危険物（電解液）に電気を流すという画一的なものであるため製造所の技術基準を全て適用することは合理的ではない。以上により、蓄電池設備を建築物の一区画等に設置できるようにするため、規制を緩和する。</p> <p>2. 内容</p> <p>蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所を、建築物の一区画等に設けることを可能にする。その際、蓄電池設備を設置する一区画等に関しては、危険物を取り扱う部分以外への延焼等を防ぐため、特例基準に適合させる。</p> <p>(1) 「蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例」を新設する。</p> <p style="text-align: right;">(危険物の規制に関する規則第 28 条の 60 の 4 関係)</p>

[1]

WestlawJapan 法令あらまし

	<p>(2) 圧縮水素充てん設備設置給油取扱所について、「顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の特例」を適用する規定を追加する。 (危険物の規制に関する規則第 28 条の 2 の 5 関係)</p> <p>(3) 「予防規程に定めなければならない事項」に津波対策に係る事項を追加する。 (危険物の規制に関する規則第 60 条の 2 第 1 項 関係)</p>
【ポイント】	<p>本改正により、大容量の電気を貯めることのできる蓄電池設備を建築物の一區画等に設置できるようなる。オフィスビル等に蓄電池設備が必要な場合、本規制緩和は、蓄電池設備の設置を検討する好機となる。</p> <p>なお、今回の規制緩和によって、蓄電池設備を設置しようとする際に、規制遵守に必要な費用が従前より大幅に軽減することが想定されている。</p>
【参考資料】	<p>規制の事前評価書 </p> <p>新旧対照表 </p>
【改正される法令】	<p>・危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）</p>